



記入注意

一 一般事項

- 1 物より商品を生入れ、牛馬等を育成したり、苗木を生産したりして販賣する物品を製造したり、牛馬等を育成したり、苗木を生産したりして販賣する生産販賣業者は提出を要せざる。
- 2 仕入卸の外に他の事業を兼業して居る場合は仕入卸に關する分のみに付記入せず事業全體に付て調査し記入すること。
- 3 休業中のものでも調査票を提出すること。但し此の場合は1乃至10欄に必ず記入すること。
- 4 破産手続中のもの又は會社、組合にして解散し清算中のものは提出を要せざる。

二 調査票の記入

- 1 調査票に記入する数字は1.2.3.4等の如きアラビヤ數字を使用すること。
- 2 字體は楷書で明瞭にインク又は墨で記入すること。
- 3 備考欄は記入事項の内容を明瞭にする爲のものであるから例へば期初と期末と比較して手持品價額が著しく相違する場合に其の理由を記入し又は仕入價額と販賣價額が著しく相違する場合に其の理由を記入する如く成るべく此の欄を活用すること。
- 4 市町村から配付する商業分類表は毎年の調査に必要であるから失はぬ様保存すること。

三 營業所名

- 1 個人經營の場合に登記した商號があれば其の商號を、商號の無いときは屋號、通稱又は業主の氏名を記入すること。
- 2 會社又は組合の場合に登記した商號又は名稱を記入すること。
- 3 支店、出張所等の場合は例へば加藤商店大阪支店の如く記入すること。

四 營業所所在地

- 1 此の營業所の所在地を所在地詳細に記入すること。
- 2 個人經營 匿名組合、兄弟商會の如く二人以上の者が共同して經營して居る場合でも法人でないものは總て個人經營とすること。
- 3 合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社 以上は何れも日本商法の規定に依り設立されたものに限る。
- 4 有限會社 有限會社法に依り設立されたものに限る。
- 5 組合 7項に商業組合の如く組合の種類を記入すること。法令に依り法人格を有する組合に限る。

五 卸賣先

- 1 種々の卸賣先があつて同程度の取引を爲す場合でも過去の實績、營業所の方針等種々の事情を考慮して何れかを主なものとする。
- 2 通常の卸賣先に付て記入し極く稀な取引先は記入せぬこと。
- 3 卸賣商 小賣商、貿易商、貿易商販賣商又は他の問屋、卸賣商に賣するものを謂ふ。
- 4 小賣商 最終消費者に對して直接販賣するものを謂ふ。
- 5 貿易商 直輸出又は直輸入をするものに限る。移出入をするもの及委託輸出、委託輸入をするものは含まぬ。
- 6 外地 樺太、朝鮮、臺灣及南洋羣島を謂ふ。以上の地域に卸賣する場合は即ち移出をする場合に此の項に○印又は◎印を付けること。

六 兼業關係

- 1 卸賣を本業とするか他に本業があるかを明にするものであるから各項の中木業とするもの何れかに◎印を付けること。
- 2 同程度の兼業である場合は過去の實績、營業所の方針等種々の事情を考慮して何れかを主なものとする。極く稀にしかならぬ兼業は記入せぬこと。
- 3 兼業 卸賣をして居る商品の中最も主なものに依り記入すること。
- 4 營業資產總額 營業資產の範圍は現金、銀行預金、郵便貯金、振替貯金、金錢信託、其の他の預金、諸保證金、受取商業手形、買掛金、有價證券、手持商品、積込品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、消耗品等の價額、貸付金、他會社への出資、「土地、建物、設備、什器、船舶、機械、工具等の價額」、「營業權、特許權、地上權等の價額」、假拂金等である。未拂込資本金は計上せぬこと。
- 5 手持商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、消耗品、土地、建物、設備、什器、船舶、機械、工具等の價額は其の營業所の財産目録及貸借對照表作成の方針に従ひ原價に依るも時價に依るも差支なきこと。財産目録及貸借對照表を作成して居ない場合は時價に依り評價すること。

七 營業負債總額

- 1 營業負債の範圍は仕債、支拂商業手形、買掛金、發行商品切手の未決済高、預り保證金、從業員預り金、前受金、未拂金(支拂時期の經過したもの例へば未拂配當金、未拂貸銀)等及「銀行、信託會社、倉庫會社、保險會社、信用組合、商業組合、質屋、個人金融業者、親戚、知人等からの借入金」等である。
- 2 從業者數
- 3 事務二從事スル者
- 4 支配人、番頭、手代、仕入係、販賣係、出張販賣員、通信係、簿記係、出納係、倉庫係、検査係等仕入販賣業務及書記的職務に従事する者を謂ふ。
- 5 其ノ他
- 6 丁稚、小僧、仲仕、運搬夫、自動車運轉手、門衛、掃除夫、圖書家、電話交換手、給仕等の荷造、運搬其の他の補助的職務に従事する者を謂ふ。
- 7 同じ人が販賣もするし荷造や運搬もする様な場合は雙方に加へ必ず何れか主たる仕事の方に記入すること。

八 資源調査法第一條ノ規定ニ依リ商業調査規則左ノ通定ム

- 1 第一條 卸賣ノ業トスル者ハ營業所毎ニ毎年別記様式ニ依リ調査票三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ其ノ營業所所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ
- 2 前項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中業種及商品別仕入商品卸賣額ハ別ニ定ムル分類ニ依リ区分シテ之ヲ記入スベシ
- 3 第三條 市町村ニ商業調査員ヲ置ク
- 4 商業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承テ調査票ノ配付及蒐集ニ從事ス
- 5 第六條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 6 前項ノ調査票ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖モ地方長官又ハ市町村長之ヲ集計發表セントストキハ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

九 資源調査法(昭和四年四月十一日)

- 1 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ジタルコトヲ得
- 2 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 3 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 4 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千萬圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
- 5 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ亦同ジ

一〇 資源調査法(昭和四年四月十一日)

- 1 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ジタルコトヲ得
- 2 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 3 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 4 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千萬圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
- 5 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ亦同ジ

一一 資源調査法(昭和四年四月十一日)

- 1 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ジタルコトヲ得
- 2 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 3 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 4 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千萬圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
- 5 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ亦同ジ

一二 營業收入額

- 1 仕入商品販賣價額 販賣する爲に仕入れた商品の一年間の總賣上高を現金賣であると掛賣であるとを問はず合計して記入すること。
- 2 小賣を兼業する場合に卸賣額と小賣額とを區別して記入すること。
- 3 貿易商館に對する賣込は卸賣とすること。
- 4 貿易を兼業する場合は自己の直輸入に係る商品の卸賣額及直輸出額は「其ノ他ノ營業收入額」に含め此の項には含めぬこと。
- 5 其ノ他ノ營業收入額 例へば預金利息、有價證券利息、所有株式の配當金、貸付料等の雜收入を記入すること。

一三 仕入價額

- 1 販賣用商品仕入價額には卸賣をするものに限らず小賣をするものでも合計して記入すること。
- 2 販賣用商品とは仕入れたものに製造、加工等の手を加へず其の體販賣するものを謂ふ。然し極く簡單な加工、組合せ、配合、分別、精選、包裝、荷造、商標添付等は加工とは認めぬこと。
- 3 貿易業を兼業する場合は自己の直輸出に係る商品の仕入額及直輸入額は「其ノ他ノ仕入價額」に含めること。
- 4 仕入とは現物の受渡をしたものに限る。從つて清算取引をしたものは含めぬこと。
- 5 代金決済の済んで居らぬものでも含めること(但し其の代金即ち買掛金は營業負債總額に合算すること)。

一四 營業費總額

- 1 營業費の範圍は地代、家賃、賃銀給料(賃物給與を含む)、廣告費、租税及公課、點燈費、動力費、暖房費、賃倒れ金、保險料、社債及借入金の利子、手形割引料、事務用消耗品費、運賃、通信費、修繕費、諸債却費、組合費、町會費、接待費等である。
- 2 家族の者で營業に従事して居る人の食費や被服代でも營業費として支出して居ることが明かな場合は含めること。
- 3 同定資産の評価損及營業所の建築費、大修繕費、自動車、自轉車の購入費等營業資產内容の變化と見るべきものは含めぬこと。

一五 手持品價額

- 1 期初手持品價額、期末手持品價額 期初及期末の手持品價額の評價方法は其の營業所の財産目録及貸借對照表作成の方針に従ひ原價に依るも時價に依るも差支なきこと。財産目録及貸借對照表を作成して居ない場合は否其の當時の市價に依り見積つて記入すること。
- 2 仕入商品等ノ手持品價額 調査期間を通じて均らして何れだけの商品を賣せてあつたかを仕入原價に算入して記入すること。
- 3 現金賣ると掛賣とを問はず記入すること。
- 4 商品分類 商品を取扱つて居る場合は備考欄に用途、性質、原料、材料等に付記入し如何なるものか解る様にする。
- 5 數量單位の欄に單價を書かぬこと。
- 6 棧、箱、束、捆、叭、錘等の數量單位に依るものは必ず其の内容の説明を附すること。例へば一樽何斤入、一箱何枚入の如く附記すること。

一六 商業調査規則(昭和十四年九月八日)

- 1 第一條 卸賣ノ業トスル者ハ營業所毎ニ毎年別記様式ニ依リ調査票三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ其ノ營業所所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ
- 2 前項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中業種及商品別仕入商品卸賣額ハ別ニ定ムル分類ニ依リ区分シテ之ヲ記入スベシ
- 3 第三條 市町村ニ商業調査員ヲ置ク
- 4 商業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承テ調査票ノ配付及蒐集ニ從事ス
- 5 第六條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 6 前項ノ調査票ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖モ地方長官又ハ市町村長之ヲ集計發表セントストキハ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

一七 資源調査法(昭和四年四月十一日)

- 1 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ジタルコトヲ得
- 2 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 3 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 4 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千萬圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
- 5 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ亦同ジ

一八 資源調査法(昭和四年四月十一日)

- 1 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ジタルコトヲ得
- 2 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 3 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 4 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千萬圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
- 5 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ亦同ジ

一九 資源調査法(昭和四年四月十一日)

- 1 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ジタルコトヲ得
- 2 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 3 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 4 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千萬圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
- 5 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ亦同ジ

二〇 資源調査法(昭和四年四月十一日)

- 1 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ジタルコトヲ得
- 2 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 3 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 4 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千萬圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
- 5 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ亦同ジ